

燃ゆる感動かごしま国体南大隅町協賛取扱要項

1 趣 旨

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体の南大隅町開催競技及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具等について行う。また、協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は原則として協賛者の負担とする。

協賛金を受け入れる場合は、その資金を大会の広報啓発、歓迎装飾及び大会運営に要する諸物品に充て、当該物品を協賛物品として受け入れるものとする。

3 協賛の手続き

- (1) 協賛は、燃ゆる感動かごしま国体南大隅町実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（第1号様式）により行う。
- (3) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（第2号様式）を協賛者に交付する。

4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛品には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛品に直接表示することが不適當な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状を贈呈することができる。また、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入れ期間

協賛の受入れ期間は、令和2年9月末までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に専門委員会委員長が定める。

附 則

1. この規定は、令和元年5月24日から施行する。
2. この規定は、令和元年6月12日から施行する。

(第1号様式)

協賛申込書

平成 年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体南大隅町実行委員会
会長 森田 俊彦 様

(申込者)

名 称 _____

代表者氏名 _____

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____

南大隅町で開催される燃ゆる感動かごしま国体及びリハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛を申し込みます。

記

協賛物品等名	
仕様（規格、内容等）	
数量及び単価	
総額（相当額）	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡し年月日	平成 年 月 日
その他	

(第2号様式)

協賛受領証明書

南大隅町で開催される燃ゆる感動かごしま国体及びリハーサル大会の開催趣旨にご賛同いただき、下記のとおり協賛品等を受領したことを証明します。

記

協賛物品等名	
仕様（規格、内容等）	
数量及び単価	
総額（相当額）	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡し年月日	平成 年 月 日
その他	

平成 年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体南大隅町実行委員会
会長 森田 俊彦